岡山県薬剤師連盟会則

第１章　総　則

第１条（名称及び事務所）
　本連盟は、岡山県薬剤師連盟と称し、事務所を岡山市におく。
２．本連盟事務所に職員若干名をおく。
第２条（目的）
　本連盟は，日本薬剤師連盟が企画する事業に協力し、併せて、岡山県薬剤師会の目的を達成すること、その他、薬事・薬業の振興に必要な政治活動を行うことを目的とする。
第３条（事業）
　本連盟は、目的を達成するため次の事業を行う。
　①関係団体および関係者との折衝
　②公職選挙法にもとづく候補者の推薦又は支持
　③県民に対する広報宣伝
　④会員に対する情報の提供
　⑤その他目的達成に必要な事業

第２章　会　員

第４条（会員）
　本連盟は岡山県薬剤師会会員の中で、第２条の目的に賛同する者を会員とする。
２．前項の規程にかかわらず、本連盟の目的に賛同する薬剤師会会員以外の薬剤師および薬事・薬業に携わるもので本連盟が承認したものであれば会員となることができる。
第５条（支部）
　本連盟の支部は、岡山県薬剤師会の支部におき、支部を冠とした薬剤師連盟と称する。支部長は、各支部から選任された者をあてる。
２．支部長の任期は本連盟の役員に準ずる。

第３章　役　員

第６条（役員）
　本連盟に次の役員を置く。
　会　長　　１名
　副会長　　６名以内
　幹事長　　１名
　総　務　３０名以内
　監　事　　３名以内
２．副幹事長若干名を置くことができる
３．総務のうち若干名を常任総務とすることができる
第７条（役員の職務）
　会長は、本連盟を代表し会務を総理する。
２．副会長は、会長を補佐し会務を分掌する。
３．幹事長は、会長を補佐し会務を執行する。
４．副幹事長は、会長・幹事長を補佐し会務を執行する
５．常任総務および総務は、正副会長を補佐し会務を分掌する。
６．副会長は、会長事故あるときは、あらかじめ会長の定める順位に従い、その職を代理する。
７．監事は、本連盟の会務および会計を監査する。

第８条（役員の選任及び任期）
　会長及び監事は、総会において会員のうちから選任する。
２．副会長、幹事長、副幹事長、常任総務およびそれ以外の総務は、会長が会員のうちから指名する。
３．会計責任者および会計職務代行者は、会長が役員のうちから委嘱する。
４．会計責任者および会計職務代行者は、本連盟の経理を担当する。
５．役員の任期は、岡山県薬剤師会の役員に準ずる。

第４章　顧問・相談役

第９条（顧問・相談役）
　本連盟に顧問・相談役をおくことができる。顧問および相談役は会長が委嘱し、任期は役員の任期に準ずるものとする。

第５章　議決機関

第１０条（総会）
　本連盟の議決機関は総会とし、各支部の評議員(各支部１名)をもって構成する。
２．評議員は支部長とするが、支部長が役員に選任又は指名されるときは、それに代わる評議員を選任する。
３．評議員の任期は、本連盟の役員に準ずる。
４．評議員は、本連盟の役員を兼ねることができない。
５．総会は定時総会と臨時総会とし、定時総会は年１回、臨時総会は必要の場合にいずれも会長が召集する。
６．評議員事故のため総会出席が不可能な場合は、評議員の委任状を提出する会員に限りその代理を認める。

第１１条（承認または議決）
　総会は、過半数の出席をもって成立し、承認または議決は、出席者の過半数をもって決する。
第１２条（承認または議決事項）
　総会においては次の事項を承認または議決するものとする。
　①会務および事業ならびに会計に関する報告の承認
　②事業計画および予算の決定
　③会則改廃の決定
　④会長、監事の選任
　⑤その他、重要な事項の決定

第６章　紀律委員会

第１３条（紀律委員会）
　本連盟の紀律を維持し、かつ本連盟を振興させるため、本連盟に紀律委員会を置くことができる。
２．紀律委員会は、本連盟の紀律保持及び会員の賞罰に関して審査を行う。
３．紀律委員会の運営等に関し必要な事項は別に定める。

第７章　会　計

第１４条（会計）
　本連盟の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。
２．本連盟の会計年度は、毎年４月１日から翌年の３月末日までの間とする。

第８章　その他

第１５条（その他）

本会則に定めるものの他、必要な事項については岡山県薬剤師会定款を準用する。

２．本会則の改正は、総会の議決を経なければならない。

附　　則

１．この会則は平成２４年４月１日より実施する。

２．平成１８年５月１８日より実施してきた規約は平成２４年３月３１日をもって廃止する。

３．本会則は、平成２４年５月２３日より一部変更する。

４．本会則は、令和元年８月１日より一部変更する。

５．本会則は、令和３年３月１７日より一部変更する。

６．本会則は、令和３年７月１４日より一部変更する。